0 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第四号)

めるところにより算出した額とする。	めるところにより算出した額とする。
8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定	8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定
2~7 (略)	2~7 (略)
第八条 (略)	第八条 (略)
(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)	(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)
規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。
号口において「金融子会社」という。)については、連結財務諸表	第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。)については、連
社を子会社としている場合における当該子会社(第八条第八項第一	に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社(第八条
が法第七十二条第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会	が法第七十二条第一項第一号から第八号まで、第十号又は第十一号
」という。)に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫	」という。)に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫
規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則	規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則
諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する	諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する
算出するものとする。この場合において、農林中央金庫の連結財務	算出するものとする。この場合において、農林中央金庫の連結財務
第三条 連結自己資本比率は、農林中央金庫の連結財務諸表に基づき	第三条 連結自己資本比率は、農林中央金庫の連結財務諸表に基づき
(連結の範囲)	(連結の範囲)
現	改正案

r 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又は第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tie

r1資本調達手段の額は、

第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tie

その他金融機関等(次に掲げる者又は

イ・ロ (略)

へ 農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第七号までに 1 農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号に掲げる会社(1 全計 1 会社、同項第八号に掲げる会社(1 会社) という。)を学法 以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法 以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法 以等としている場合における当該子法人等であって、連結財務 人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務 上資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及 2 資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及 2 で口に掲げる者を除く。)

(略) (略)

Tierl資本調達手段に該当するものの額とする。 で対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除くる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除くの他金融機関等に係る対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段)の対象資本調達手段を農林中央に拡大している。

イ・ロ (略)

除く。) 農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第七号までに 農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第七号まれないもの(イ及びロに掲げる者を に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を に対しる会社)

二 (略)

(略)